

名取市史編纂を事例にみるクラウドストレージ利用と デジタルアーカイブの可能性

鳥居 建己・高島 笙

はじめに

名取市は宮城県の沿岸部にあり、仙台市の南に位置する、総面積98.18平方キロメートル（2022年10月1日現在）、総人口79,450人（2021年9月末日現在）を有する市である¹⁾。1955（昭和30）年4月1日に増田町、閑上町、下増田村、館腰村、愛島村、高館村の2町4村が合併して名取町となり、1958（昭和33）年10月1日に市制が施行され名取市となり、現在に至っている。名取市誕生の約10年後、1968（昭和43）年6月に市制施行10周年記念事業の1つとして市史編纂が着手され、1977（昭和52）年3月に960ページほどの『名取市史』が刊行された。この市史は、その当時、周辺の自治体史編纂の多くに携わっていた郷土史家の佐々久を監修者とするものであった²⁾。この旧『名取市史』編纂からおよそ45年を経て、名取市では、2022（令和4）年4月1日に市史編さん室を設置し、市史編纂を進めている³⁾。

今日の（市史を含む）自治体史編纂では、一般に、大学教員や研究者などの自治体の外部の専門家に執筆を依頼することが多く、そのための資料提供が必須となる。名取市においても、新たな『名取市史』編纂にあたり、6つの専門部会（原始・古代部会、中世部会、近世部会、近代・現代部会、名取熊野部会、民俗・地域誌部会）を設け、計45名の研究者らが参加している（表）。そのため、2022年度の始動時、名取市史編纂において収集する資料をいかに効率的に45名のメンバーと共有するかが、当初の課題として浮上した。この課題に対し、名取市市史編さん室では、室内での協議を経て、株式会社Box Japan（Box,incの日本法人）のクラウドストレージサービスである「Box」の利用を決定し、現在も利用している。

本稿は、こうした名取市史編纂事業におけるクラウドストレージ利用について、その導入の経緯や現状の課題を報告するとともに、クラウドに蓄積されてゆくデジタル資料の将来的展望をデジタルアーカイブという視点から論じるものである。なお、本稿の執筆は、Boxの導入とストレージ構築については2022年度に名取市教育委員会市史編さん専門員を務めていた高島笙が担当し、現状と今後の展望については2022年度から現在まで名取市教育委員会市史編さん専門員を務めている鳥居建己が担当している。

1. 名取市の市史編纂事業においてクラウドストレージが導入されるに至った経緯

名取市の「市史編さん室」設置は2022（令和4）年4月のことであるが、実はそれ以前、2020（令和2）年4月には「市史編さん準備室」が設置され、2年かけて市史編纂のための体制が検討されていた。しかしながら、この準備室には自治体史編纂に係る専門知識を有する職員が配置されておらず、市史編さん室と市史編纂に関わる専門家との間のデータ伝送体系についての検討がなされていなかった。そうしたところ、市史編さん室が設置された2022年4月以降になって、名取市役所の庁内の情報システムを管理するAIシステム推進課から、市史編さん室が庁内システム上に向後保存することになるであろう大量・大容量のデータが庁内システムのストレージを

表 名取市市史編さん専門部会 名簿 (敬称略)

部会	氏 名	所属 職名等
原始・古代	藤 澤 敦○	東北大学学術資源研究公開センター センター長
	相 澤 清 敏	名取市教育委員会文化・スポーツ課 文化財調査補助員
	鹿 又 喜 隆	東北大学大学院文学研究科 教授
	徳 竹 亜紀子	仙台高等専門学校総合工学科 准教授
	永 田 英 明	東北学院大学文学部 教授
	早 瀬 亮 介	加速器分析研究所 取締役／白河分析センター センター長
	堀 裕	東北大学大学院文学研究科 教授
	松 本 秀 明	東北学院大学教養学部 元教授
	松 本 真奈美	尚絅学院大学人文部門 教授
	村 田 晃 一	宮城県多賀城跡調査研究所 研究員
中世	菅 野 正 道○	元仙台市市史編さん室 室長
	竹 井 英 文	東北学院大学文学部 教授
	三 好 俊 文	宮城大学基盤教育群 准教授
近世	佐 藤 大 介○	東北大学災害科学国際研究所 准教授
	井 上 拓 巳	さいたま市教育委員会 主査 (学芸員)
	菅 野 正 道	元仙台市市史編さん室 室長
	倉 橋 真 紀	仙台市博物館 会計年度任用職員
	高 橋 陽 一	宮城学院女子大学 准教授
	千 葉 正 樹	尚絅学院大学 教授
	西 村 慎太郎	国文学研究資料館 教授
近代・現代	加 藤 諭○	東北大学学術資源研究公開センター史料館 准教授
	天 野 真 志	国立歴史民俗博物館 准教授
	伊 藤 大 介	東北学院大学教養教育センター 助教
	岡 安 儀 之	東北大学学術資源研究公開センター史料館 学術研究員
	小 幡 圭 祐	山形大学人文社会科学部 准教授
	雲 然 祥 子	岩手県立大学宮古短期大学部 専任講師
	小 嶋 翔	吉野作造記念館 主任研究員
	竹 原 万 雄	東北大学東北アジア研究センター 助教
	手 嶋 泰 伸	龍谷大学文学部 講師
名取熊野	恵 美 昌 之○	名取市文化財保護審議会 会長
	石 黒 伸一朗	村田町歴史みらい館 館長
	板 橋 正 春	熊野堂十二神鹿踊保存会 代表
	酒 井 昌一郎	仙台市博物館学芸企画室 室長
	佐々木 徹	仙台市教育委員会文化財課 主任
	佐 藤 弘 夫	東北大学大学院文学研究科 名誉教授
	佐 藤 正 人	日本考古学協会 協会員
	七 海 雅 人	東北学院大学文学部 教授
	新 野 一 浩	瑞巖寺宝物課 課長
民俗・地域誌	笠 原 信 男○	東北歴史博物館 前館長
	有 賀 史 人	東北民俗の会 会員
	伊 藤 優	大崎市松山ふるさと歴史館 学芸員
	稲 澤 努	尚絅学院大学 准教授
	今 井 雅 之	東北歴史博物館 技師
	小田嶋 利 江	東北民俗の会 常任委員
	庄 司 一 平	東北生活文化大学 非常勤講師
	沼 田 愛	仙台市教育委員会文化財課 文化財主事

○は部会長。所属 職名等は2023年4月現在のもの。

圧迫するのではないかと問い合わせを受けたことにより、市史編纂事業に伴うデジタルデータの保存・管理の体系が準備室段階においては考慮されてこなかったことが明らかになり、急遽検討を要する状況が現出した。実際、当時庁内システム上で編さん室に割り当てられていたストレージは10GB程度に過ぎず、その後、半年もかからずに、調査時の記録写真を中心としたデータにより、圧迫されることになっている。

2022年4月以降のデータストレージの検討段階では、当初、専門部会のメンバー（計45名）に外付けハードディスクドライブ（HDD）を現送することも検討された。しかしながら、昨今の世情に鑑みると、外付けの大容量記憶デバイスは、プライバシー保護やセキュリティの観点から地方公共団体において取り扱うことが一般に難しく、制約が多いことが想定された。また、仮に、市史編さん室が個人情報等を扱わず、歴史文書のみを対象とする部署であることから、特例的に外付けデバイスの使用を許可されたとしても、市史編纂に関わる45名分のHDDを（予算が想定されていないところで）準備し、供用可能にすることは非現実的でもあった。また、さらには、補正によって予算を獲得できたとしても、45名分（45台）のデバイスに都度データを書き込み、更新し、送付することは、機器や格納されたデータの破損の危惧のみならず、市史編さん室の限定的なマンパワーを非効率的に浪費するようにも思われた。そこで、AIシステム推進課の担当者（当時の担当課長）を含めた協議の結果、クラウドのストレージ上に資料画像などのデータを保存し、専門部会のメンバーが各自アクセスする仕組みを模索することとした。なお、一時は編さん室内にサーバー実機を設置する案も出されていたが、保守面の不安が残るため、外部サーバーを利用するクラウドストレージを想定することとなった。

その後、当時のAIシステム推進課長、市史編さん係長、市史編さん専門員（高島、鳥居）が、使用するサービスの検討を開始した。検討の過程でBox Japanの提供するBoxが用途に最適なのではないかと結論を得て、採用に至った⁴⁾。Box導入の理由としては主に以下の点が挙げられる。

- ①現在のところデータの保存容量が無制限である。
- ②他の官公庁での導入実績が複数ある。
- ③閲覧権限を細かく設定できる（コラボレーション機能）。
- ④ユーザーインターフェース（UI）がシンプルで直感的に操作できる。

自治体史編纂は庁内でやり取りが完結する通常の行政事務と異なり、外部の執筆者や調査員など様々な関係者との連絡、データ伝送が不可欠である。そのため、③の個々の用途に合せた閲覧、編集、アップロードの権限を細かく設定できることは大きな利点であった。また、パーソナルコンピュータ（パソコン）の操作によるデータの送受信に大きな抵抗なく、学習のための時間を要しないようなUIがシンプルなシステムは望ましいものであった。

2. Boxを利用したストレージシステムの構築と運用

名取市史編纂においては、「原始」から「現代」までの本編（通史編）を3巻と、名取市の特筆すべき宗教文化である「名取熊野」に特化した巻、および、地域ごとの民俗誌の巻の別編2巻を刊行する計画になっている。そのため、これら5巻の今後の執筆に必要なであろう資料の収集とデジタル化が、昨年度からの市史編さん室の主な業務の1つとなっている。収集・デジタル化する資料には、市民が私蔵する近世の村方文書や武家文書、市役所（書庫）に保管されている近代以降の行政文書、名取市歴史民俗資料館が収蔵する資料などがあ



写真1 市史編さん室での資料撮影



写真2 資料搬出時の付番

る。いずれの資料についても、基本的には、一時的に借用し、あるいは恒久的な寄贈を受けて、市史編さん室内で調査員がデジタルカメラを用いて1点ごとに撮影する（写真1）。

撮影された画像データは、専門員ないしは担当の調査員が資料のまとまりごとに適切にフォルダ分けし、ファイル名をリネームする。たとえば、資料の所在調査の結果、発見され、個人の居宅から搬出される資料については、搬出作業時に資料保存の状況を記録し、保存の実態に即して資料のまとまりごとに資料番号を割り振っている（写真2）。その後、市史編さん室に搬入した資料を写真撮影するにあたり、資料に枝番号を付していく（写真3～7）。そのため、たとえば写真7の資料であれば、資料群2のうちの6番目のまとまり（引き出し、写真5）の中の1つ目のまとまり（包み、写真6）に含まれていた第6の資料として、2-6-1-6という枝番号を付すことで、資料の原秩序を表現している。こうした作業は編さん室内の庁用システムから独立した端末（パソコン）で行っている。作業用のパソコンには2台の外付けHDDを接続しており、これらにデータを移行してから、Boxにアップロードする手順をとっている。つまり、クラウドストレージを含め3か所に同一のデータを保存していることになる。

Boxにデータをアップロードする際には、枝番号に準じてサブフォルダを作成することで、階層を構成し、原秩序を表現している。こうすることで、インターネットブラウザを利用してBoxにアクセスした場合も、あるいはBox Japanが提供する公式のアプリ「Box Drive」を利用してアクセスした場合でも、どの階層で資料を閲覧しているのかをビューアー自身が判別しやすいような構成にしている。サブフォルダの枝番号は原



写真3 資料整理時の付番



写真4 資料整理時の付番

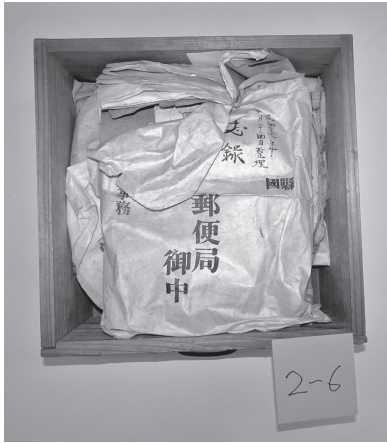


写真5 枝番の付番 (2-6)

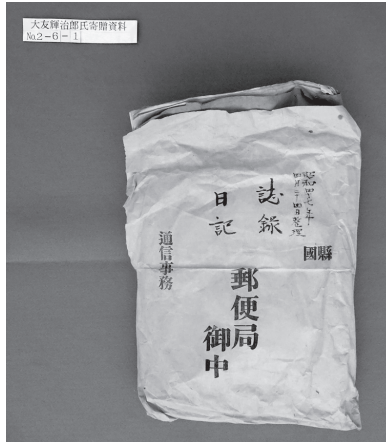


写真6 撮影時の付番 (2-6-1)

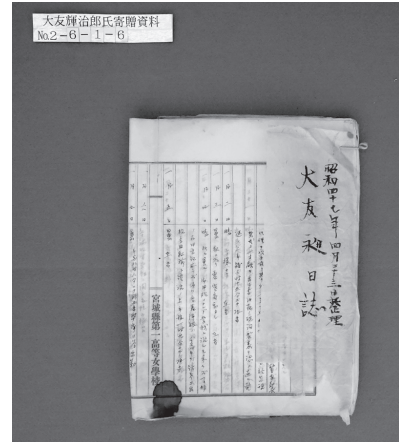


写真7 撮影時の付番 (2-6-1-6)

則的には3桁の番号を付し、写真のコマ番号については4桁で順に付番することで、それぞれ差別化している(写真8、写真9)。なお、Box DriveはWindows ExplorerあるいはMac FinderのインターフェースでBoxにアクセスするツールであり、これらのOSユーザーにとっては使い勝手が良い仕様になっている。

資料のアップロードについては管理者としての権限をもつ市史編さん室のアカウントを主に使用し、必要に応じて、共同管理者に設定している編さん室の職員(専門員を含む)のアカウントも用いている。ちなみに、インターネットブラウザでBoxにアクセスし、資料をアップロードする場合、データ容量が大きい(10GBを超える)ケースや、サブフォルダの階層構造が複雑なケースでは、アップロード進行中にデータ送信がフリーズすることがある。原秩序維持方式に則った資料撮影と階層構造では、サブフォルダが複雑化する傾向があるため、特にこうした問題が起こりやすくなる。その理由として、Boxのシステム上の挙動が、先に空のフォルダを作成した後に、フォルダ内に資料(画像)データをアップロードしていくという形をとるため、階層構造が複雑な場合、複雑のサブフォルダ作成時にフリーズしているものと考えられる⁵⁾。対処方法としては、ブラウザを利用する場合はアップロードを細分化してフリーズを避けることが挙げられる。なお、公式アプリを使用した場合はフリーズが起こりにくく、またアップロードの速度も向上する。

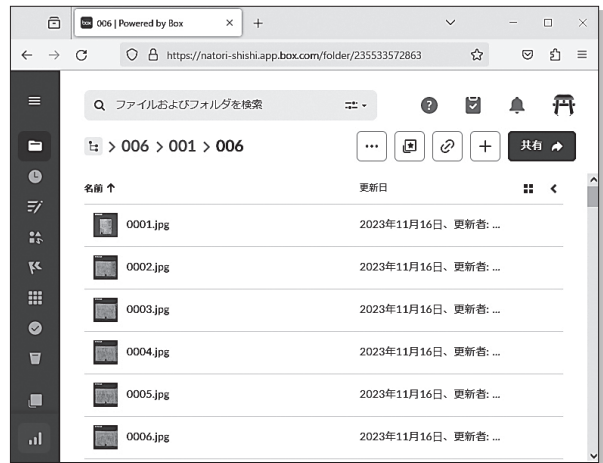


写真8 インターネットブラウザでアクセスした場合の表示

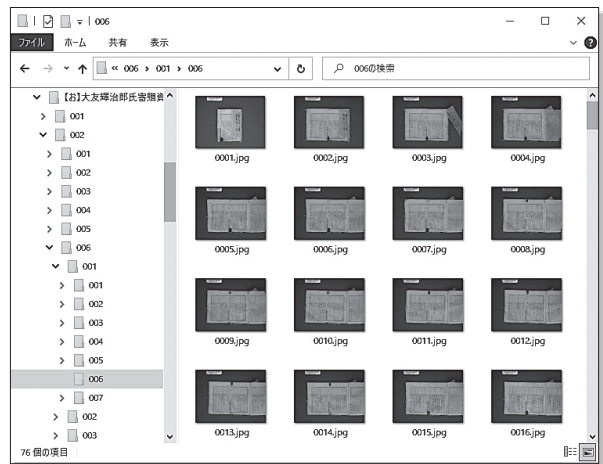


写真9 Box Driveでアクセスした場合の表示

写真撮影した文書等の画像データのほかにも、名取市が作成、発行した資料など、著作権上問題がない資料についても、スキャンしたPDFをBoxにアップロードしている。これらの資料には、名取市教育委員会が発行している『名取市文化財調査報告書』⁶⁾ や、名取市が発行している『名取市統計書』がある。名取市（名取町）の広報については、1956（昭和31）年7月10日に名取町立公民館が発行した『なと里』第1号から、2004（平成16）年4月15日に名取市が発行した『広報なとり』第866号・4/15お知らせ版までのバックナンバーのPDFが、名取市図書館が運営する「名取アーカイブ」において公開されている。また、2004年以降の『広報なとり』のバックナンバーについては、名取市のウェブサイトにおいて公開されている。そのため、Boxでは広報に掲載された記事の件名を採録した目録のみを共有している⁷⁾。また、パブリックドメインに帰した文献資料についても出典等を明記し、アップロードしている。このほか、たとえば民俗調査における写真や動画のデータ、聞き取り調査の報告書もアップロードしており、今後はオーラルヒストリーの音声データやその文字起こしのファイルもアップロードする予定である。

名取市市史編さん室では、これらの資料のほか、各部会に関する資料、調査員や印刷会社などの業者と共有する資料などをBoxにアップロードしている。そして、これらの多様な資料は、用途、目的、範囲などを踏まえて階層構造を設計するとともに、権限を割り振り、利用者とも共有している。

3. Box内の階層構造の設計

① 第1階層

第1階層に設置するフォルダ数は最小限とし、かつ管理者（市史編さん室）のみが編集できる設計にしている。こうした設計にすることで、保守運用上で万が一大きなトラブルが発生した場合に、大本のフォルダごと共有を停止することが可能となる。逆に言えば、第1階層のフォルダ数が多くなればなるほど緊急対応が煩雑となることが懸念される。そのため、名取市の市史編纂事業では、第1階層には編さん室の職員（編さん室内で作業する調査員も含む）のみがアクセスできる「1 内部共有」と、編さん室外のコラボレーター（表1にある6部会45名の部会長および専門部員のほか、自宅などで作業する調査員も含む）がアクセスできる「2 外部共有」のみのフォルダを設けることにした。

② 第2階層以下

I. 「1 内部共有」フォルダ

名取市の庁内システムは、言うまでもないが、USBメモリなどによるデータの吸出しが禁じられた設定になっている。また、職員が使用する端末からは「リモートデスクトップ」というネットワーク上の仮想端末（ワーキングスペース）を使用して、インターネットへの接続が可能になっている。各部会のメンバー（部会長と専門部員）や調査員からEメールなどを介してデータを受領した場合、指定された（各端末にインストールされている）ファイル無害化システムを経由することで、仮想端末（インターネット環境）から個々の端末にデータを移行することが可能である。同時に、Boxを利用することで、こうしたデータのバックアップが必要な場合、庁内システムの仮想端末（インターネット環境）から、直接、Boxに設置した「1 内部共有」フォルダにデータを保存することが可能になっている。当然、職員に割り振られた個々の端末ではデータ保存の

容量が限定されるため⁸⁾、業務上の記録として撮影した写真や動画のデータなどは、「1 内部共有」にバックアップすることになる。ほかにも、関係者の名簿、会議資料、市史編さん室が主催した企画展や講演会のデータなど、長期的な保存が求められる、ただし外部とは共有しないデータを、このフォルダ内に保存し、管理している。

II. 「2 外部共有」フォルダ

「2 外部共有」フォルダの下位には以下の3フォルダ（第2階層）を設けており、それぞれ閲覧・編集可能なコラボレーターが異なる。なお、各フォルダに「名取市史」という名前を冠しているのは、アクセスするユーザーがほかの用途（組織）でも Box を使用していた場合、画面上ではアクセス可能なフォルダが一覧表示されるため、どのフォルダが名取市史に関するものか判別しやすくする意図がある。

II-i. 「1 名取市史_各部会連絡用」

このフォルダの下位となる第3階層には各部会のサブフォルダを設け、そこに部会ごとの会議資料や参考資料などを保存している。各部会のサブフォルダはその部会のメンバーで共有しており、「ビューアー／アップローダー」としての権限を付与している。この権限では、保存されている資料（データ）の閲覧とダウンロード、また既存のフォルダ内への資料／データのアップロードのみが可能である。データの削除は認められない権限となっているため、意図しないデータの改変や削除は未然に防がれることになる。そのため、不必要なデータを誤ってアップロードした場合には、削除の権限を持つ「所有者」（市史編さん室）あるいは「編集者」（編さん室職員）に連絡し、削除を指示する必要がある。

II-ii. 「2 名取市史_市史編さん資料」

名取市史の編纂事業に用いる資料を格納するフォルダであり、外部共有ではメインのフォルダとなる。本稿「2. Box を利用したストレージシステムの構築と運用」で述べた写真撮影した文書の画像データ、その資料から作成した目録、発行物の PDF、各種調査の成果など、多様な資料を格納している。現在のところ、このフォルダの下位となる第3階層には、種類や用途に分け、13のサブフォルダを設置している。このフォルダについては、すべての部会（6部会）に所属する部会長および専門部員がコラボレーターとなるほか、特定のサブフォルダやファイルに対しては調査員もコラボレーターとなっている。これらのコラボレーターには原則的に「ビューアー／アップローダー」としての権限のみ付与している。

名取市史編さん事業における調査員には、資料画像（「市史編さん資料」フォルダ内に設置したサブフォルダ「02【資料画像】_名取市史 市史編さん資料」に格納）を閲覧しながらの目録作成を担当する者もいる。その場合、資料目録（「市史編さん資料」フォルダ内に設置したサブフォルダ「01【資料目録】_名取市史 市史編さん資料」に格納）の編集・更新作業が必要となるが、この作業にあたっては、担当する目録のファイル（エクセルファイル）を都度作業する端末（パソコン）にダウンロードし、作業終了後に編集したファイルを Box にアップロードすることで、データを更新する手順をとっている。削除権限を持つ「編集者」に設定しないことで、意図しない事故を予防している。なお、更新されたバージョンは最新のものから51個前のものまで保存

されており、その範囲内では、遡って復元することが可能になっている。

II-iii. 「3名取市史_外部連絡用」

このフォルダは、外部との連絡に用いている。その下位となる第3階層には「1部員・執筆者」、「2調査員」、「3印刷会社等」、「4歴史民俗資料館」のサブフォルダを設定している。「1部員・執筆者」には各部会の部会長、専門部員、執筆者ごとに個別のサブフォルダを設置し、各自のデータの保存に利用できるようにしている。個人の専用フォルダのため、各員を「編集者」に設定している。「2調査員」も同様である。なお、調査員については月ごとの調査報告を市史編さん室に提出する必要があるため、月末に報告書を自分のフォルダ内にアップロードすることで、管理者である編さん室がアクセスし、内容を確認できるようにもしている。「3印刷会社等」は外部の業者とのデータ送受に利用している。特に印刷データは容量が大きくなるため、校正データを含め、このフォルダを用いることで、データ送受の煩わしさを軽減している。「4歴史民俗資料館」は名取市歴史民俗資料館およびその職員とのデータ送受に利用している。

4. Boxのコラボレーター管理と市史編纂事業における利点・注意点

現在、名取市史編纂で利用しているBoxについては、市史編さん室が管理者となり、編さん室職員を共同管理者として運用している。これらのユーザーは、Boxにおいては「管理対象ユーザー」として登録される⁹⁾。このほかに、外部ユーザーを「コラボレーター」として招待することができる¹⁰⁾。コラボレーターは特定のフォルダやファイル単位で招待することができ、権限も数段階から選択することが可能である。

フォルダにコラボレーションする場合は、一定の注意が必要となる。フォルダのコラボレーターは、そのフォルダの下位のフォルダ（サブフォルダ）と、それらに格納されたファイルをすべて閲覧することが可能となるからである。そのため、誤用や漏洩を防ぐ目的からも、「02【資料画像】_名取市史 市史編さん資料」のようなコラボレーター数が増えるフォルダには、現用公文書を入れないといった管理・運用を徹底する必要がある。市史編さん室職員間でのみ共有が必要な資料等については、第1階層に設置した「1内部共有」フォルダを使用し、「2外部共有」以下のフォルダには格納しない方針を取っている。

現行のBoxのシステムでは、ストレージされたデータにアクセス可能なユーザーの権限を「編集者」、「ビューアー／アップローダー」、「プレビューアー／アップローダー」、「ビューアー」から選択し、設定することができる。これらの権限でデータの削除が可能なのは「編集者」に限られている。また、「ビューアー」の権限はデータのダウンロードと閲覧のみで、アップロードは不可能である。「ビューアー」と「プレビューアー」の差異は、データのダウンロードが可能かどうかである（「プレビューアー」はダウンロードできない）。こうした権限の特性から、部会のメンバーと調査員は、資料の閲覧・編集・更新といった作業面を加味し、ダウンロードおよびアップロードが可能な「ビューアー／アップローダー」に設定している。

注意が必要なのは、この権限はコラボレーションがかけられているフォルダ全体に及ぶため、管理者／共同管理者である市史編さん室職員が気づかないところで、データがアップロードされ、共有されることである。コラボレーターが意図して共有した資料であれば問題はないが、原理的には無尽蔵に増やすことが可能なため、市史編さん室による管理が難しくなる欠点がある。現状

では大きな問題は生じていないが、「1 内部共有」の下層サブフォルダ内にも、市史編さん室職員が一時的になんらかの意図をもってアップロードしたフォルダやファイルがあるため、ユーザーが増えれば増えるほど、クラウド利用についてのコンセンサスを形成するとともに、保守にかける労力が一定程度必要になる。

一方、物理的に作業場所を制約されないことによる、クラウド利用の利点もある。名取市市史編纂事業における調査員は、目録作成や古文書翻刻などを行う外部の調査者である。作業にあたっては、クラウドストレージを利用することで、フルリモート化を達成している。特に近年の大学院進学希望者の減少に伴って、地方ではかかる作業にあたる人員の確保が困難になりつつある。しかしながら、クラウド利用によって現住地に制限なく作業が可能のため、マンパワーの確保が困難な地方における新しい体制として、このような運用は有効であると言える。

また1つの利点に、作業の効率化、特に時間の短縮がある。本稿の執筆者である鳥居は専門員として、また高島は調査協力員として、名取市に隣接する岩沼市の市史編纂事業にも携わってきた。岩沼市の市史編纂事業では、編纂室内でのデータ保存にも、執筆者へのデータ提供にも、外付けハードディスクドライブ（HDD）を使用していた。市史編纂に必要なデータは随時収集され、更新されるため、定期的にHDDのデータも更新する（入れ替える）必要があり、この作業には相応の時間と労力が求められた¹¹⁾。岩沼市史編纂では執筆者が所有する、あるいは執筆者に貸与したHDDに複製したデータを格納し、編纂期間に限り預けるという方法をとっていたが、この場合、日々更新される大本の（岩沼市史編纂室内の）データとの同一性を担保するため、定期的に執筆者からHDDを回収し、データを書き換えて、現送する必要があった。当然、この作業は時間も労力も要するもので、かつ、精密機器であるHDDを現送することによる配慮も必要であった。一方、クラウドストレージを使用する名取市の市史編纂の場合では、編さん室のHDDを更新しつつ、ほぼ同時に、Boxのデータもアップデートすることになり、タイムラグや、追加の作業はほとんど発生しない。

タイムラグについては、古文書などの画像データから作成する目録の共有でも、顕著になる。やはり岩沼市史編纂事業を例にとると、そこでは、目録作成を担当する作業員に画像データを格納したUSBメモリなどを送り、目録のデータについてもUSBメモリなどを媒体にして受け取っていた。そうして更新される目録データは、先述のとおり、まずは岩沼市史編纂室内のHDDに保存され、次いで、執筆者のHDD更新のタイミングで、共有されることになる。一方、Boxを利用している名取市史編纂事業では、目録作成に必要な画像データは作業にあたる調査員にもクラウド上で共有し、随時更新される目録もクラウド上にアップロードされ、そこに「ビューアー」としての権限を持つコラボレーター（各部会のメンバー）もアクセスするため、常時、最新の目録を時間差なく確認できる環境になっている。

5. クラウド利用とデジタルアーカイブの可能性

名取市史編纂事業においては、新たに収集するデータを、地方自治体である名取市の庁内システムとは別設計のシステムを用いていかに集積するか、また、そうして集積されたデータを、新たな『名取市史』の執筆を担当する各部会のメンバーと如何に共有するかが最初期の課題の一つとして浮上した。この課題に対応するため導入したクラウドストレージの利用は、期せずして、市史編纂事業に伴うデジタルアーカイブを構築する側面も有している。さらに、現行の名取市史

編纂事業では、事業を開始した2022年から9年間の年限で全5巻の『名取市史』を刊行する計画となっており、そこには「資料編」の刊行が含まれていないことから、市史編纂に伴い構築されていくデジタルアーカイブを、いかに活用し、公開できるのかが、中長期的な課題として眼前に横たわっていることが、市史編さん室の職員の共通認識となっている。

アーカイブは、データの蓄積だけではなく、その公開が遂行されて、初めて真に価値あるものになる。したがって、名取市史編纂においては、目下、現実的な課題として、①現在蓄積しているデータの将来的な（継続利用できる）ストレージの構築、②資料公開にかかる基準の検討と策定、③資料公開を担当する部署の人材育成の3点に直面している。このうち、②と③については、アーカイブを取り扱う専門機関（アーカイブズ）と連携することで、公開の基準策定についてのノウハウを受け、また人材育成のための研修などを実施することが可能になると期待される。具体的には仙台市周辺の学術的アーカイブズである東北大学学術資源研究公開センター史料館に協力を依頼・要請することが妥当だと思われる。研修を受ける対象としては、市史編さん室の職員のみではなく、市史編纂事業終了後の公開を見据え、図書館、文化・スポーツ課文化財係、歴史民俗資料館、また市長部局から総務部総務課の職員などの参加が望まれる。

名取市史編纂においては、準備室段階でデータストレージが想定されなかったことが幸いして、慣習的・通例的な仕組みが導入されることなく、先駆的なクラウドストレージを用いたデータ送受のシステムを導入することができた。クラウドストレージ上のデータ（資料）は市史の執筆に供されるために集積されているが、そうして記述される市史は、その典拠である原資料へのアクセスが成立して初めて評価可能なものになる。したがって、向後の名取市史編纂とその成果である5巻の新『名取市史』を真に価値あるものとするには、現状の画期的なデータストレージシステムから生み出され得るデジタルアーカイブであり、それをどのように形成できるのかということが、名取市史編纂事業の将来的課題となる。いま名取市の市史編纂事業に携わっている職員には、このことを正確に理解し、そしてこの課題に真摯に向き合うことが求められている。

2022（令和4）年には「博物館法の一部を改正する法律」（令和4年法律第24号）が公布されたことにより、「博物館法」（昭和26年法律第285号）が改正され、博物館事業に係る第3条第1項第3号に「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が追加された。これは昨今の状況に鑑み、デジタル化したデータを公開するデジタルアーカイブの取り組みを求めるものである。しかしながら、この法改正に先立って、コロナ禍における博物館の実態や課題を把握するため、文化庁の委託を受けてみずほ総合研究所株式会社が2021（令和3）年に実施した「新型コロナウイルス感染症に関する全国の博物館の対応と経営状況の現状調査」によれば、調査対象となった日本国内の博物館1532館のうち、デジタルアーカイブを「実施している」博物館が24.4パーセントだった一方で、「実施する予定はない」博物館が49.2パーセントであった¹²⁾。この調査結果には、デジタルアーカイブの構築が、多くの博物館、つまりはその設置・運営の主体となる自治体において、課題となっている現状が見受けられる¹³⁾。名取市史編纂事業では期せずしてデジタルアーカイブへの移行が容易なクラウドストレージ上に資料が集積・保存されている。こうした体制は、今後、自治体や博物館によるデジタルアーカイブがより一般化することに伴い、自治体史編纂事業でもスタンダードになっていくことが予想される。名取市の市史編纂における試みと、それを取り上げる本稿に、これからの自治体史編纂とデジタルアーカイブについて僅かでも資する知見があれば幸いである。

注

- 1) 名取市総務部総務課編『名取市統計書 令和3年度』2023年、14～15頁。
- 2) 鳥居建己「旧『名取市史』の編さん」名取市教育委員会教育部市史編さん室編『ブックレットわたしたちの『名取市史』…「市史」ってなあに?』2023年、4～5頁。
- 3) 「名取市市史編さん室設置規定」令和4年3月29日名取市教育委員会訓令第1号。なお、固有名詞としての「名取市市史編さん室」については「編さん」とひらがな混じりの表記に統一し、一般名詞としての「編纂」は漢字表記に統一している。
- 4) 名取市教育委員会市史編さん室におけるBoxの導入事例については、Box Japanのウェブサイトでも紹介されている (<https://www.boxsquare.jp/resource/case-study-natori> 2023年12月4日最終閲覧)。
- 5) この問題については、Box Japanより、サブフォルダが6層を超えると挙動が不安定となるとの回答を得ている。
- 6) 2023（令和5）年12月1日現在、名取市教育委員会教育部文化・スポーツ課文化財係の職員の協力も得て、2023年3月31日発行の『名取市文化財調査報告書 第79集 令和3年度 名取市内遺跡発掘調査報告書』まで、アップロードしている。
- 7) なお、この目録に記載の内容については、名取市図書館と連携し、「名取アーカイブ」にも同じものを掲載しているが、「名取アーカイブ」ではいわゆるベタ打ちの状態が表示されるため、文字検索ではヒットするが、閲覧者にはわかりづらい表示になっている。
- 8) 2023年現在、鳥居が使用している端末の容量は118GBあり、空き容量は約79GBとなっている。
- 9) なお、現在、名取市市史編さん室では「管理対象ユーザー」のライセンスを10ライセンス契約している。2023年12月現在、編さん室および市史編さん室職員4名（2名の専門員を含む）、名取市歴史民俗資料館職員1名の計6ライセンスを使用している。今後、編さん室の体制強化に伴い職員が増えた場合、「管理対象ユーザー」を限定する必要が出てくるとも予想される。
- 10) 2023年12月現在、コラボレーターには、各部会の部会長・専門部員、調査員、名取市歴史民俗資料館職員などを含め、計62名が登録されている。
- 11) 岩沼市の市史編纂事業におけるデータ管理は岩沼市史編纂室に専門員として勤務していた伊藤大介氏による次の一連の3本の論考があり、ハードディスクを用いたデータ管理については3本目で詳述されている。伊藤大介「自治体史編纂とデータ管理（1）宮城県岩沼市の市史編纂事業を事例として」『宮城歴史科学研究』第82号 2019年3月、伊藤大介「自治体史編纂とデータ管理（2）新聞などのデータベース化について」『宮城歴史科学研究』第83号 2019年7月、伊藤大介「自治体史編纂とデータ管理（3）画像データなどの管理について」『宮城歴史科学研究』第84号 2019年12月。
- 12) 文化庁「博物館資料のデジタル・アーカイブ化の目的・状況について」 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan04/02/pdf/93734001_01.pdf 2023年12月7日最終閲覧)、「令和2年度「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」における「博物館の機能強化に関する調査」事業実施報告書」 (https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/museum2020_01.pdf 2023年12月8日最終閲覧)。
- 13) この調査では、設置者と運営方式に対して回答した1529館のうち、都道府県、政令指定都市、政令指定都市以外の市・東京特別区、町、村によって設置された館が1170館（1529館の約76.5パーセント）あり、また、設置者による直営の館は1164館（1529館の約76.1パーセント）であった。